

令和元年 10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- ◆ 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。
 - 幼稚園については、月額上限 2.57 万円です。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。(幼稚園は、満3歳から無償化します)
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収 360 万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。
- ◆ 0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。
 - さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。



幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- ◆ 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- ◆ 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。



認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- ◆ 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
※保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
- ◆ 3歳から5歳までの子どもたちは月額 3.7 万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額 4.2 万円までの利用料が無償化されます。



【対象となる施設・事業】

- ◆ 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。



就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

問合せ先／子育て支援課 子育て支援係 ☎65・0081